

別表第1

- 1 両眼の視力の和が 0.08 以下のもの
- 2 両耳の聴力レベルが 90 デシベル以上のもの
(耳介に接しなければ大声語を理解し得ないもの)
- 3 平衡機能に極めて著しい障害を有するもの
- 4 音声機能、言語機能又はそしゃく機能を喪失したもの
- 5 両上肢〈し〉のおや指及びひとさし指を欠くもの
- 6 両上肢〈し〉のおや指及びひとさし指の機能に著しい障害を有するもの
- 7 一上肢〈し〉の機能に著しい障害を有するもの
- 8 一上肢〈し〉のすべての指を欠くもの
- 9 一上肢〈し〉のすべての指の機能を全廃したもの
- 10 両下肢〈し〉をショパール関節以上で欠くもの
- 11 両下肢〈し〉の機能に著しい障害を有するもの
- 12 一下肢〈し〉を大腿〈たい〉の2分の1以上で欠くもの
- 13 一下肢〈し〉の機能を全廃したもの
- 14 体幹の機能に歩くことが困難な程度の障害を有するもの
- 15 前各号に掲げるもののほか、身体の機能の障害又は安静を必要とする病状が前各号と同程度以上と認められる状態であって、家庭内での日常生活が著しい制限を受けるか、又は家庭内での日常生活に著しい制限を加えることを必要とする程度のもの
- 16 身体の機能の障害又は病状が重複する場合であって、その状態が前各号と同程度以上と認められるもの
- 17 頭部、顔面等に日常生活を営むのに著しい制限を受ける程度の醜状を残すもの

備考 視力の測定は、万国式試視力表によるものとし、屈折異常があるものについては、矯正視力によって測定する。